令和5年度文京区内部統制評価報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 150 条第 4 項に規定する評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

区においては、法第150条第2項及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき、「文京区内部統制に関する方針」(令和元年11月11日)を策定し、当該方針に定めた財務に関する事務及び個人情報に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行いました。

2 評価手続

令和5年度(会計年度)を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、ガイドラインに準拠し、区の体制に応じて財務に関する事務及び個人情報に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

なお、原則として、法第235条の5に規定する出納の閉鎖までの間の整理事項は、評価基準日までに整理されたものとします。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、評価作業を実施した結果、運用上の重大な不備を把握したことから、 区の財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断 いたしました。

4 不備の是正に関する事項

3の運用上の重大な不備については、子ども家庭部子育て支援課において、令和5年10月1日から使用する子ども医療証を、有効期間等の印字部分に不備がある状態で対象者34,320人に送付していたもので、受け取った区民からの指摘により判明いたしました。納品時に印字部分に不備がないか確認すべきところ、区及び事業者の双方において確認作業が不十分であったことによるもので、当該不備の判明後、正しい医療証を作成の上、10月1日からの使用に間に合うよう再送付いたしました。

しかしながら、区民から寄せられた多数の問合せへの対応により通常業務に支障を来したとともに、再送付にかかる追加費用 3,511,085 円のうち、1,011,085 円を区が負担したことで、区に対する信用を大きく失墜させたものと考えております。

是正措置として、課内において契約制度への理解促進を図るとともに、適正な事務処理を徹底するため、仕様書の記載内容の確認や契約の履行管理、印刷物の校正作業については、担当者単独で行わず複数の職員でのチェック体制を敷くなどの業務改善を行いました。

さらに、このような不適切な事案が発生したことについては、全庁的に共有を図るとともに、 同様な不備が発生することがないよう、組織的かつ効果的に内部統制に取り組むことで、一層適 正な業務執行の確保に努めてまいります。